

## 福祉用具貸与の可否判断基準

| 対象外種目                        | 厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者  | 対象者に該当する基本調査の結果  |
|------------------------------|---|--|
| (ア)<br>車いす及び<br>車いす付属品       | 次のいずれかに該当する者<br>(一) 日常的に歩行が困難な者<br>(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者                            | 基本調査 1-7 「3. できない」   |
| (イ)<br>特殊寝台及び<br>特殊寝台付属品     | 次のいずれかに該当する者<br>(一) 日常的に起きあがり困難な者<br>(二) 日常的に寝返りが困難な者   | 基本調査 1-4 「3. できない」<br>基本調査 1-3 「3. できない」   |
| (ウ)<br>床ずれ防止用具及び<br>体位変換器    | 日常的に寝返りが困難な者  | 基本調査 1-3 「3. できない」   |
| (エ)<br>認知症老人徘徊<br>感知機器       | 次のいずれにも該当する者<br>(一) 意見の伝達、介護者への対応、記憶、理解のいずれかに支障がある者<br><br>(二) 移動において全介助を必要としない者              | 基本調査 3-1<br>「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は<br>基本調査 3-2～3-7 のいずれか<br>「2. できない」又は<br>基本調査 3-8～4-15 のいずれか<br>「1. ない」以外<br>その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む<br><br>基本調査 2-2 「4. 全介助」以外 |
| (オ)<br>移動用リフト<br>(つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者<br>(一) 日常的に立ち上がりが困難な者<br>(二) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者<br>(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | 基本調査 1-8 「3. できない」<br>基本調査<br>2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」  |
| (カ)<br>自動排泄処理装置              | 次のいずれにも該当する者<br>(一) 排便が全介助を必要とする者<br>(二) 移乗が全介助を必要とする者  | 基本調査 2-6 「4. 全介助」<br>基本調査 2-1 「4. 全介助」   |

〈参考〉

介護報酬の解釈（単位数表編）11.福祉用具貸与 表

厚生労働省「要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」